

## 小諸市地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 小諸市地域包括支援センター（以下「地域包括」という。）は、「私がわたしらしく豊かに安心して暮らせる地域をめざして」を基本理念とし、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、心身の健康の維持、生活の安定のために必要な相談・援助を行うことにより、福祉の増進及び保健医療の向上を図り、包括的に支援していく中で、地域包括ケアシステムの確立を目的とする。

(基本的な運営方針)

第2条 地域包括ケアシステムの実現を目指す。

- 2 高齢者が自分らしい生活を継続するための支援を実施する。
- 3 地域の方々とともに地域を支え合う力となることを目標とする。

(具体的な運営方針)

第3条 具体的な運営方針として次の取組みを行う。

### 1 地域包括ケアシステム構築に向けた取組み

地域包括が業務を円滑に実施し、“地域包括ケア”を実現するために、地域の関係機関や団体等との連携をさらに強化し、ネットワークを生かした活動を展開する。

#### (1) 在宅サービス調整会議の活用とケア会議の充実

地域包括は、毎月開催している在宅サービス調整会議等に、地域関係者や医療関係者等の参加を促し、地域包括ケアの必要性や、ネットワークの構築に向けた学習会や検討を行うことにより、介護サービス事業者等の意識高揚を図っていく。

また、民生児童委員をはじめとした地域関係者や医師、歯科医師等との連携を強化し、地域の情報や課題を共有し、地域が抱える高齢者・障害者福祉等に関する課題を調整するケア会議の充実に努める。

#### (2) 地域の社会資源の掘り起こしと活用

地域包括ケアを実現するために、フォーマルサービスにとどまらずインフォーマルサービスを含めた地域の社会資源を把握し活用していくための取組みが重要で、高齢者はもとより地域の事業者にも地域のサービス情報を提供していく。

#### (3) 高齢者の事態把握の実施

地域包括は、自ら地域に出て高齢者の状況を見極め、孤立や深刻な事態に発展する危険性を回避し、援護が必要な高齢者に適切な助言とサービス提供を行う。特に、災害時に自力で避難することが困難な高齢者については、民生児童委員との連携を図りながら、災害時要援護者台帳等を有効に活用し実態把握に努める。

#### (4) “地域包括支援センター”の周知活動

地域包括ケアの展開に当たっては、地域包括を多くの市民に広く知ってもらう必要があり、様々な機会を捉えて地域で周知活動を行う。

## 2 高齢者の虐待の防止および権利擁護に関する取り組み

認知症高齢者や一人暮らしの高齢者が増加する状況の中で、権利擁護業務の重要性は、ますます高まっている。地域包括は、虐待防止と権利擁護に向けた活動に積極的に取り組む。

### (1) 高齢者虐待に関する啓発活動

地域包括は、高齢者虐待について正しく知ってもらうため、パンフレット等を活用し、地域及び関係者への啓発活動に積極的に取り組む。

### (2) 通報・連携・支援体制の構築

高齢者虐待が発見された場合の初動体制は非常に重要で、地域包括は、地域の実態把握に努め虐待の防止と早期発見に取り組むとともに、地域の民生児童委員や関係者、介護サービス事業者との連携により、早期に状況を把握できる体制を構築する。

また、高齢者虐待の背景には、複雑な要因が重なっていることが多く、困難事例に対して保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（以下「専門3職種」という。）の職員がそれぞれの専門性を発揮し協働して問題解決に当たることが求められる。併せて、地域包括だけでは解決できず、市福祉事務所や警察等、関係機関の係わりが必要と判断される場合に連携がスムーズに行えるよう、日常的な関係づくりに取り組む。

### (3) 成年後見制度の利用支援

認知高齢者や知的障害者は自己の判断のみでは意思決定に支障のある場合が多く、また、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中で、日常生活上の金銭管理に支障をきたす事例も少なくない。これらの問題の対応策として、地域包括は、相談に応じるとともに、成年後見制度や社会福祉協議会の日常生活自立支援・暮らしのあんしんサービス事業等につなげ、佐久地域成年後見支援センターとの連携を強化し、成年後見制度等の活用に向けた支援を積極的に行う。

### (4) 職員の日常的なスキルアップ

高齢者虐待の相談・支援や成年後見手続きの支援等においては、極めて高度の判断を要する事例が少なくなく、職員は様々な事例に的確に対応できるよう、日常的にスキルアップに努める。

## 3 認知症に関する取り組み

高齢者の増加とともに、認知症高齢者の増加が予測され、行政や医療・介護従事者だけでなく、地域全体で認知症の方や家族を見守り支援していくことが強く求められている。

認知症になっても本人や家族が地域で安心して生活できるよう、地域包括は、関係機関との連携や地域の支えあいの推進、相談機能の充実、権利擁護への取り組みなど、積極

的に認知症高齢者支援を推進する。

(1) 認知症高齢者に対するケアマネジメント支援

認知症高齢者に関する相談の増加に伴い、地域のケアマネージャーの対応が困難なケースが多くなってきている。地域包括は、ケアマネージャーや医療機関と積極的に連携をとり、専門3職種が持つ知識や技術を積極的に提供しケアマネジメント支援に努める。

(2) 認知症サポーターの養成

地域包括は、市と協力して認知症の正しい知識や接し方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人を支援する「認知症サポーター」の養成に取り組む。また、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバンメイトの積極的な活用に取り組むとともに、研修会等を開催しキャラバンメイトが継続的な活動に取り組めるよう支援する。

4 ケアマネージャーへの支援

地域包括では、地域のケアマネージャーから困難ケース等の個別相談が増加していることからケアマネージャーのスキルアップのためのケアマネジメント支援をする必要がある。また、高齢者が抱える様々な問題の解決に向けて、地域のケアマネージャーが、自身の役割や解決方法を整理し、主治医や地域の関係機関との連携・調整を図り、自ら問題解決ができるよう日常的に支援する。

(1) 個別相談の実施

地域のケアマネージャーは、専門資格や勤務体制が様々で、職員の配置が少ない事業所もあるため、他の専門職からのアドバイスを受けにくく、偏った支援になる場合や、一人で問題を抱え込んでしまう現状もみられる。

地域包括は、地域のケアマネージャーからの個別相談を受け、専門3職種の多面的な視点で、ケアマネージャー自身が自ら問題解決ができるよう後方支援を行う。

(2) 支援困難事例への対応

地域包括が構築した地域のネットワークを、地域のケアマネージャーにも広げ、地域の中で関係者が協力することで、問題解決が図れる環境を作る。

(3) ケアマネジメント支援事業の実施

介護者の負担が軽減できるよう、地域のケアマネージャーの抱える課題を探りながら、ケアマネジメント支援をする。

5 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者が介護状態になることをできるだけ遅らせること、そして、要介護状態になっても、状態がそれ以上悪化しないように、早い段階からケアマネジメントを行い、自立した生活を送れるよう支援する。

(1) 二次予防事業対象者へのケアマネジメント

身体の機能が衰え始め、虚弱な状況と判断された“二次予防事業対象者”に対

し、要介護状態とならないように、本人の同意のもとに介護予防ケアマネジメントを実施し、各種教室等への参加を促す。実施にあたっては、「本人ができることはできる限り本人が行うように支援する」ことを基本にし、一人ひとりに合ったケアマネジメントを行う。

(2) アセスメント・モニタリングの実施及び評価と継続した支援

“二次予防事業”等の参加者に対して、事前アセスメントを実施するとともに、介護予防サービス終了時には自立を促すためのモニタリングと効果分析を行い、目標の達成状況やその後の支援方法について検討し、必要に応じて継続した支援を行うとともに、介護予防サービス終了後の本人の取組み継続のためにインフォーマルなサービスも含めた自立支援のアプローチを行う。

(3) 予防給付ケアマネジメントの支援

要支援認定者の予防給付ケアマネジメントについては、業務の一部を居宅介護支援事業所に委託していることから、個別に指導に行い、適正な業務が行われるよう調整する。

(その他)

第4条 その他

1 公正中立性の確保

地域包括は、小諸市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」であることから公正で中立性の高い事業運営を行う。このため、地域包括の運営が適切に行われているかを常に把握するとともに適切な運営についての評価を小諸市高齢者福祉事業及び介護保険等運営協議会に諮る。

2 地域生活支援センター全体のスキルアップを図る。

地域包括は、高齢者の総合相談窓口であるとともに、地域における権利擁護やケアマネージャー支援等の中核機関である。職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、地域包括業務に必要な知識・技術の習得を目的とした研修や講演会等に積極的に参加するとともに、各職員が学んだ知識・技術については、全職員に伝達し共有することにより、地域包括全体のスキルアップを図る。

3 市との連携強化を図る。

地域包括の業務は多岐にわたり、市の多くの部署と関係している。市の関係部署との日常的な連携の強化のほか、支援困難ケース等について迅速に対応できるよう、事例ごとのチーム連携を行う。

4 個人情報の保護

地域包括の運営上、高齢者の心身の状況や家族の状況等を幅広く知り得る立場にある。地域の住民から利用される機関となるためには、相談した内容がしっかりと守られ、信頼を得ていくことが重要であるため、個人情報の管理を徹底し、万全の対策をとる。

5 ケアプラン点検を通してのケアマネージャーの支援

地域包括は、介護給付費適正化事業におけるケアプラン点検を市とともに行うことにより、ケアマネジャーの気づきを促し、自立支援に資するケアマネジメントを実践できるよう、ケアマネジャーの支援を行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。